

契約条項 JXRA001A_210416

第1条(目的)

本契約条項は、注文書記載の契約対象商品および関連商品(以下機械および関連商品という)に関する、甲を発注者乙を受注者とする甲乙間の注文書記載の契約(以下、本契約という)に適用されます。

第2条(設置場所)

機械および関連商品の設置場所は注文書記載のとおりとします。

第3条(適用料金)

本契約における適用料金は機種と注文書記載の適用料金の区分にもとづき基本契約書記載の料金表のとおりとします。ただし、料金表に記載される金額には、消費税および地方消費税は含まれず、甲はレンタルサービス料金と併せて消費税および地方消費税を乙に支払います。

第4条(契約期間)

本契約期間は注文書記載のとおりとします。ただし、基本契約が更新された場合、本契約も同一条件で更新されるものとします。また基本契約が解約または解除により終了した場合、本契約も同時に自動的に終了とします。

第5条(料金計算の開始日および開始メーターカウント)

料金計算の開始日は本契約の開始日とします。また、開始メーターカウントは注文書記載または、甲から送付される「メーター連絡票」記載のとおりとします。

第6条(料金計算の締切日)

毎月の料金計算の締切日は基本契約書記載の締切日とします。

第7条(中途解約)

甲または乙が本契約の解約を希望する場合、甲または乙は2ヵ月前までに書面により相手方に通知することにより本契約を解約できます。

第8条(加算金)

1. 前条または基本契約にもとづき本契約が期間満了以前に終了した場合、甲は乙に対し下記のとおり加算金を支払うものとします。

加算金 : 機械の機械維持料金と最低コピー料金(最低プリント料金)それぞれの1ヵ月分に相当する額

2. 下記各号のいずれかに該当した場合、前項にかかわらず加算金は発生しないものとします。

- (1) 前項の終了と同時に当該機械を乙所定の3年契約に変更した場合。
- (2) 注文書記載の機械を継続して4年以上使用している場合。
- (3) 基本契約第11条第2項にもとづく終了の場合。

以上